

平成26年7月18日

各 位

会社名 ばんせい証券株式会社
代表者 代表取締役社長 丁 敏郎

関東財務局の行政処分に対する業務改善報告書の提出について

弊社は、平成26年6月20日付で関東財務局より、金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令を発出することができる場合の要件となる「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められるとして、金融商品取引法第51条の規定に基づき業務改善命令を受けたことにつき、本日、同局に対し改善報告書を提出いたしました。

弊社ではこのたびの行政処分を厳粛に受け止め、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化に取り組み、再発防止ならびにお客様の信頼回復に向けて努めてまいり所存でございます。

このたびは、お客様ならびに関係の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げますとともに、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以 上